

○ 委員長報告

6月定例本会議で報告された環境保健福祉委員長報告は、以下のとおりです。

令和2年6月定例会

環境保健福祉委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第1点は、伊方発電所で連続発生したトラブルについてであります。

このことについて一部の委員から、現在の状況及び今後の県の対応はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、伊方発電所において、重大なトラブルが連続したことは大変遺憾であり、四国電力に対し、再発防止策をしっかりと検討するよう要請するとともに、その妥当性を確認するまでは定期検査の再開は認めない方針である。

3月に同社から提出された報告書は、6月4日に開催された原子力安全専門部会において、専門的知見から厳しく審議され、委員から出された意見への対応を含め、次回の専門部会で回答することとしている。

今後は、専門部会の審議結果、及び、伊方原発環境安全管理委員会の意見を踏まえ、県としての対応を判断することとしており、実効性ある再発防止策の確実かつ継続的な実施に向け、四国電力に、しっかりと対応を求めていく旨の答弁がありました。

第2点は、障がい者生産活動活性化支援事業についてであります。

このことについて一部の委員から、新型コロナの影響を受けている就労継続支援事業所に対し、どのような対策を行っていくのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、国の第2次補正予算を活用して、生産活動収入が相当程度減収している事業所に対し、生産活動の再起に向けて必要となる費用について、1事業所当たり50万円を上限に補助し、生産活動を下支えすることによって、障がい者の働く場と賃金・工賃を確保することとしている。

また、今後の経済活動の再開に合わせて、企業等の受注を獲得するための営業活動や大規模店舗等での授産製品の販売会、農福連携による商品づくりを支援することとしており、引き続き、障がい者の雇用の確保と賃金・工賃向上に取り組んでいく旨の答弁がありました。

第3点は、PCR検査体制等についてであります。

このことについて一部の委員から、検査体制の状況と、医療従事者に対する検査の取組みはどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、医師が感染を疑い、検査が必要と判断した場合は、感染症法に基づく行政検査として滞りなく検査が実施できていると認識している。

現在、抗原検査や唾液による検査のほか、新たな検査方法も研究されており、それらとPCR検査を組み合わせることにより、検査体制の一層の充実を図りたい。

また、医療従事者に対する検査については、健康管理の一環としての実施は、現時点では考えていないが、抗原検査キットが全国の医療機関で調達できるようになってきており、今後、医療機関が独自に検査を行う動きが出てくると思われることから、必要があれば、国や他県の状況も踏まえ、検討したい旨の答弁がありました。

このほか、

- ・プラスチックごみの削減対策
- ・性的マイノリティに関する取組み
- ・県再犯防止推進計画に基づく取組み
- ・自転車保険の加入義務化
- ・医療機関からの検査要請に関するオンライン化
- ・新型コロナに対するこれまでの取組み姿勢と今後の方向性

などについても、論議があったことを付言いたします。

最後に、請願について申し上げます。

当委員会に付託されました請願1件については、願意を満たすことができないとして、不採択と決定いたしました。

以上で報告を終わります。